

No.33



# 消防設備協会だより

平成29年1月1日  
 (一社)石川県消防設備協会  
 金沢市西泉5丁目93番地  
 Tel (076) 242-2882  
 Fax (076) 242-9959  
 E-mail ishi-ssk@spacelan.ne.jp  
 URL : <http://www.issk.or.jp>



## 目 次

1. 新年のご挨拶	2
2. 日本消防設備安全センター理事長表彰	5
3. 平成28年6月以降の主な通知等	6
4. 消防用設備点検報告率の推移	7
5. 防火対象物を訪問しています！	8
6. 容器弁の開放点検手順の例	9
7. 消防設備士試験結果等	10
8. 平成29年講習期日のお知らせ 及び協会の動き	11

加賀鳶とは、金沢の義勇消防のことを言い、江戸時代、加賀前田藩が江戸本郷の藩邸に出入りの鳶職人で編成したお抱え消防夫が始まりです。江戸時代の消防組織の一つである大名火消の中でも、特異な装束と威勢の良さ、見事な火消し活動で名高かったそうです。明治維新以降その加賀鳶を江戸から招いて、手押しポンプ、鳶口梯子を使った消防を組織して現在の義勇消防団ができ上りました。毎年1月第一日曜日（1日～4日が日曜日の場合、翌日曜日）「寒の入り」の雪が降り寒さが厳しい日に市内の全消防団が集まり、出初め式が行われます。直立した梯子の上で一人の演者が威勢の良い掛け声とともに身軽な仕草と熟練した技を披露する「梯子のぼり」は見応えがあります。



## 新年のご挨拶

一般社団法人 石川県消防設備協会

会長 米沢 寛

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、お揃いで健やかな新年を迎えたこととお慶び申し上げます。

昨年は、全国各地で集中豪雨に伴う河川の氾濫や浸水、大規模な地震など、自然災害による大きな被害が相次ぎました。中でも4月に発生した熊本地震では、広範囲で大きな被害が発生し、今なお仮設住宅住まいが続くほか、10月には鳥取県でも大きな地震が発生しています。

地震については、「減災」や「縮災」と言う言葉が使われ始めてきたように、住宅の耐震性を高め、全ての家具類等の転倒・落下・移動防止対策を行うとともに、地震で発生した火災に対する消火訓練への参加による技術習得、更には水や食料等の備蓄による被災後の生活レベルの確保など、地震による被害を最小限に抑えることは可能です。火山列島である我が国では、いつどこで地震が発生するか全く予測がつきません。その時はどのように行動すればよいか、住民の一人ひとりが日々から防災意識をもち、備えを万全にして、それぞれがしっかりと責任を果たすことが求められています。

消防庁が取りまとめた「消防用設備等点検報告率」は、依然として全国平均で半数にも満たず、残念ながらまだまだその重要性が十分に理解されていないようです。こうした状況を見るにつけ、日頃の定期点検の大切さを啓発する必要性が再認識させられます。「安全と安心」と言う消防・防災に対する社会の関心がより高まりつつある中、これらの業務に従事する我々に課せられた使命もまた大きく、これまでにも増して啓蒙をはかり、信頼を得られる地域社会を築かなければなりません。

引き続き、点検資格者の養成研修や法定研修を今年も石川県や一般財団法人日本消防設備安全センターの委託を受け実施するほか、会員を中心とする実務研修についての一層の内容充実をはじめ、組織をあげ、広く地域社会に貢献できる体制づくりを目指したいと考えています。

本年は、当協会が昭和52年11月に社団法人として設立されて以来、創立40周年の節目を迎えます。通常総会と併せて6月6日に記念式典・祝賀会を予定しています。これを機に更に地域社会の安全確保に貢献し、信頼を得られる法人を目指したいと決意を新たにしているところであります。

本年も引き続きご指導、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

事務局  
監  
事

松 中 中 高 切 新 池 秋 鳴 日 田 阿 本 内 村 谷 金 村 松 大 中 長 野 米 沢  
代 谷 田 川 道 保 田 田 向 中 閉 田 堀 島 口 岡 上 井 地 西 地 西 長 野 米 沢  
正 千 久 靖 郎 泰 良 康 順 泰 敏 貴 久 利 哲 英 幸 浩 寛  
範 鶴 久 靖 郎 介 泰 良 弘 孝 瞳 治 大 義 昭 茂 敏 明 勝 之 実 文 浩 寛

一般社団法人  
石川県消防設備協会

謹賀新年



## 新春のご挨拶

石川県危機管理監

紺野 健治

新年明けましておめでとうございます。新春を迎える、一般社団法人石川県消防設備協会の皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

旧年中は、本県の消防防災行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、能登半島地震や東日本大震災をはじめ、近年、日本各地で大きな災害が相次いでいます。昨年も4月の熊本地震や10月の鳥取県を震源とする地震、台風による豪雨災害などの災害が発生したところであり、改めて、日頃からの災害に対する備えの大切さと、地域における防災体制の重要性を認識したところであります。

県としましても、防災総合訓練の実施など、万が一の際にしっかりと対応できる体制を整えるとともに、今後とも、災害被害の最小化に向け、市町や関係機関と連携しながら、「自助・共助・公助」の体制のより一層の充実強化を進め、県民の安全と安心の確保に万全を期してまいる所存であります。また、一昨年には、川崎市の簡易宿所や広島市の飲食店において、火災が発生し、人的、物的被害がありましたが、国においては、ホテル、旅館等における防火安全体制の充実強化を図るため、平成27年8月から「防火対象物に係る表示制度」が開始され、基準に適合したホテル・旅館等からの申請により、表示マークの交付が行われております。

各消防本部においても、消防法令違反等の不備がある施設に対しては、改善を強く指導し、防火安全対策の更なる徹底を図るなど、所要の措置がなされているところです。更に、消防法令上必要なスプリンクラー設備などの消防用設備等が設置されていない違反対象物について、その施設名などを公表する「違反対象物に係る公表制度」が、平成30年度から、県内でも順次実施される予定となっております。

県といたしましても、各消防本部と連携し、防火対象物における消防用設備の設置・維持等、防火安全対策の更なる徹底が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

このような中で、消防設備士の育成講習事業や消防用設備点検済表示制度の推進、消防用設備等の適切な維持管理など、県民の安全・安心に対する貴協会への期待はますます大きくなり、その役割も一層重みをましております。社会情勢の変化に対応して多様化する消防防災行政の推進のため、今後も、県と貴協会とが一体となって、県民の皆様の期待に応えるべく皆様の更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭にあたって

石川県消防長会

会長 小谷正利

平成29年の輝かしい新春を迎え、一般社団法人石川県消防設備協会々員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素から消防用設備等の設置促進、保守管理の適正化など、様々な消防関連事業にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、近年、全国の至る所で地域住民の生活を脅かす大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が生じています。昨年も、4月には震度7を二度も観測した「熊本地震」が発生したほか、10月には鳥取県中部地震、さらに11月には福島県沖地震で津波警報が発出され、あの東日本大震災での痛ましい記憶をよみがえさせられたところでもあり、今後とも一層災害対応力の強化に万全を期さなければならぬと決意を新たにした次第です。

一方、火災予防行政におきましては、近年の社会情勢の変化や高齢化、さらには新幹線効果による飲食店の増加や民泊という新たな業態の急増など、都市の様相も大きく変化しており、特に小規模社会福祉施設、病院、ホテルなど就寝を伴う施設の防火安全対策を強化するほか、各事業所の皆様方の自主防火管理思想がさらに醸成されるような実効性のある火災予防対策を講じていかなければなりません。

さらに、平成18年の住宅用火災警報器設置義務化から10年が経過し、奏功事例の増加や死者数が減少傾向を示すなど、一定の成果は見られるものの、未だに高齢者が火災の犠牲となるケースも多く、今後とも住宅用火災警報器の設置とともに、点検の励行や故障・電池切れへの対応を応援する多様な施策を進めていかなければなりません。

これらの防火対策は、今や住民の安全を守るうえで一刻の猶予も許されない喫緊の課題であることから、日頃より消防用設備等の設置、点検等に直接携わる会員の皆様方のお力添えが必要不可欠であります。

我々消防としましても、これまで以上に将来を見据えたきめ細やかな消防行政を展開してまいる所存ですので、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が災害のないより良い一年となりますとともに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 消防庁長官及び日本消防設備安全センター理事長表彰



消防庁長官式辞

消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であったものを消防庁長官が表彰する平成28年度消防設備保守関係功労者表彰及び一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰の表彰式が去る11月2日（水）東京都港区元赤坂の明治記念館で開催されました。



左からニッタン(株)金沢支店長の  
田中貴大氏、松尾 勉氏、野村洋明氏

### 野村氏、松尾氏に理事長表彰

永年にわたり、消防用設備等の適正な設置、維持管理の適正化又は普及に努め、他の模範となると認められた野村洋明氏、松尾 勉氏が一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰を受賞されました。

### 優良事業所に ニッタン(株)金沢支店

永年にわたり、消防用設備点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所として、ニッタン株式会社金沢支店が一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰を受賞されました。

### 協会創立40周年記念式典・祝賀会の開催

当協会では、本年創立40周年を迎えることから、通常総会に合わせて下記により記念式典及び祝賀会を開催することとしています。

日 時：平成29年6月6日（火）午後3時30分～（通常総会：午後2時～）

場 所：ANAクラウンプラザホテル金沢3階「鳳の間」 金沢市昭和町16-3

## 平成28年6月以降の主な通知等

発番号	日付	発信者	標題
消防予第186号	H28.6.3	消防庁 予防課長	エアゾール式簡易消火器の不具合に係る注意喚起等について 標記の件については、これまでに約65,000本が回収されており、 近年は、事故認知件数も減少傾向になっているが、引き継ぎ破裂事故 が確認されていることから注意喚起を願いたい。また、破裂事故を 覚知した場合は、消防庁へ報告をされたい。
消防予第211号	H28.6.17	消防庁 予防課長	樹脂製消火器の不具合(破裂事故)に係る注意喚起について 厨房内に設置されている樹脂製消火器(本体容器にポリエチレン ナフタレートを用いた消火器)に不具合(破裂事故)が発生したとの報 告が製造者からあった。現在、製造者において、顧客や販売代理店 等に対してその取扱いに関する注意喚起及び厨房内に設置されてい る樹脂製消火器の回収交換が行われていることから消防機関においても、取扱い等に留意をするようお願いしたい。また、事故原因に ついては現在詳細な調査が進められているので、報告があり次第改 めて通知する予定。
消防予第237号	H28.7.29	消防庁 予防課長	結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基 準の一部改正について 平成25年に「消防法施行令の一部を改正する政令」が施行され、 一人操作が可能であって、かつ設置間隔を25m以下とする2号消火栓 の普及に伴い、当該消火栓の消防用ホースに対応する呼称25の差し 口又は受け口を有する媒介金具の使用事例が増加していること等を 踏まえ、結合金具に接続する消防用接続金具の構造、性能等に係る 技術基準の一部を改正した。
消防予第240号	H28.8.3	消防庁 予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の 一部を改正する件の運用上の留意事項について(通知) 火災報知装置については、近年のIP電話回線の普及に伴い、火 災報知装置を誤ってIP電話回線に接続してしまう事例が散見され た。そのような状況を踏まえ、消防庁では、IP電話回線に火災報 知装置を接続することを前提に、呼返し信号の適切な受信、停電時 の機能維持を担保するための方策等を検討してきたが、これらの技 術的課題の解決方策が確立されたため、法改正した。改正省令による 改正後の消防法施行規則及び改正告示による改正後の火災通報装 置の基準の運用に当つての留意事項が次のとおり示めされた。 ①消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係 ②火災通報装置の構造、性能等関係 ③病院・診療所等に係る診療科名の取扱い関係
消防予第264号	H28.9.6	消防庁 予防課長	光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について(通知) 光により火災の発生を伝える警報装置は、音以外の方法により聴 覚障がい者等に対し火災の情報を伝達する手段として一定の効果が 期待できることから、「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に 関する検討部会」で空港や社会福祉施設等での実証実験結果を踏 まえ、より効果的な設置方法について検討し、光警報装置の設置に 係るガイドラインが取りまとめられた。

注) 詳細な内容については、当協会ホームページの「TOPICS」欄でご確認ください。また、各種申請様式等につ  
いては、(一財)日本消防設備安全センターホームページの「法令様式」をご利用ください。

## 点検報告率は、全国平均で48.2%に！

消防用設備の点検報告率は、前年度の48.0%より上昇したものの、依然として50%を割る状況となっており、規模や用途別、都道府県による格差が大きくなっています。また、近年、小規模な施設において多数の被害者を出す火災が見られることから、よりきめ細かな法令改正が行われており、更なる制度の周知と適正な点検の実施が必要となっています。

本県の点検報告率は、41.6%で年々少しづつ高くなっています。全国での順位は下位の状況が続いています。

### 都道府県別消防用設備点検報告率の推移

都道府県名	H26.3.31		H27.3.31		H28.3.31		都道府県名	H26.3.31		H27.3.31		H28.3.31	
	率(%)	順位	率(%)	順位	率(%)	順位		率(%)	順位	率(%)	順位	率(%)	順位
北海道	56.1	6	58.1	6	59.8	5	滋賀県	42.5	22	42.6	24	42.7	26
青森県	43.3	18	44.9	21	44.7	18	京都府	39.8	31	45.0	20	43.6	22
岩手県	59.9	4	62.6	2	60.4	4	大阪府	53.2	8	54.1	7	53.1	12
宮城県	40.0	29	39.4	35	41.4	32	兵庫県	43.3	19	45.9	19	52.1	13
秋田県	30.8	43	32.8	42	35.3	38	奈良県	40.1	28	42.2	26	44.4	21
山形県	45.0	16	43.7	22	44.6	19	和歌山県	34.5	38	32.5	43	33.6	42
福島県	41.7	24	42.6	25	39.5	35	鳥取県	43.4	17	46.9	17	43.3	24
茨城県	29.7	44	29.8	46	31.8	44	島根県	38.9	35	40.5	33	41.5	31
栃木県	32.0	42	31.8	44	30.9	46	岡山県	46.0	14	51.1	14	53.5	11
群馬県	33.3	39	33.4	40	34.4	40	広島県	61.3	2	60.9	4	63.4	2
埼玉県	39.8	30	41.7	27	41.7	29	山口県	55.9	7	54.0	8	56.7	7
千葉県	39.1	33	41.2	29	43.0	25	徳島県	26.6	46	34.9	37	32.7	43
東京都	69.4	1	70.4	1	66.8	1	香川県	28.8	45	30.6	45	31.1	45
神奈川県	45.9	15	46.1	18	43.6	23	愛媛県	57.2	5	59.4	5	59.7	6
新潟県	41.1	27	39.7	34	41.3	33	高知県	43.0	20	40.8	31	42.5	27
富山県	53.0	9	54.0	9	55.6	8	福岡県	50.3	12	51.1	13	49	16
石川県	39.2	32	40.9	30	41.6	30	佐賀県	42.0	23	50.0	15	54.6	9
福井県	32.7	41	32.9	41	34.4	39	長崎県	61.0	3	61.7	3	61.5	3
山梨県	39.0	34	33.5	39	36.4	37	熊本県	37.5	36	51.4	12	51.5	14
長野県	41.7	25	40.6	32	40.7	34	大分県	37.5	37	36.8	36	36.8	36
岐阜県	47.3	13	48.1	16	51.0	15	宮崎県	42.8	21	41.5	28	42.5	28
静岡県	41.5	26	43.4	23	44.5	20	鹿児島県	52.9	10	53.8	11	44.8	17
愛知県	52.4	11	53.9	10	54.3	10	沖縄県	17.5	47	18.0	47	17.6	47
三重県	32.8	40	34.4	38	34.2	41	全国平均	46.7	-	48.0	-	48.2	-

資料：消防庁防火対象物実態調査（但し、H28.3.31の数値は暫定値）

消防法では、防火対象物関係者（所有者・管理者・占有者）に消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。（消防法第17条の3の3）

- ・機器点検：6ヶ月ごと（消火器や自動火災報知設備等の外観や機器の機能を確認します。）
- ・総合点検：1年ごと（機器を作動させて、総合的な機能を確認します。）
- ・点検結果の報告：特定防火対象物（毎年）、その他の防火対象物（3年に1回）

## 防火対象物を訪問しています！

当協会では、「消防用設備等の点検・報告制度の普及促進と実態把握」等のため、平成22年12月から点検推進指導員が小さな子どもやお年寄りを始めとした不特定多数の方々が利用する防火対象物を中心に訪問しています。（平成28年10月末までに1,836か所訪問）

その上で、法令に定められた6か月ごとの機器点検がなされていないところが見られますので、点検済票に次回点検年月を必ず記入し、期間内に点検がなされるようお願いいたします。

なお、会員事業所の点検に同行して、点検方法や点検済票の貼付状況などを確認・指導させていただく方法を取り入れ、点検報告制度及び点検済表示制度のより一層の推進と適正化を図っておりますので、今後とも、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。（7事業所の点検に同行済）

## 表示登録会員は、高い技術を持っている点検のプロフェッショナル！

### 消防用設備等に点検済票（ラベル）が貼られていますか？

点検済票（ラベル）は、都道府県消防設備協会が一定の要件を満たしている点検実施者（表示登録会員）に交付するものです。



- 消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに、点検済の表示をし、点検実施者の責任を明確にするとともに、防火対象物の関係者や利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。
- 表示登録会員は、消防用設備等の点検が適正に終了した場合には、協会から交付された点検済票を貼付しなければなりません。

（貼付する場所の例：消防用設備等「点検済票表示位置の例」参照）

※来年度使用分からは、次回点検欄に全て「6か月後」を印刷することとなりました。

### ＜「加圧用ガス容器弁のバルブ類の開放点検」が義務付けられました！＞

#### 1. 経緯

平成22年に新潟県柏崎市の火災で、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事態が起きました。これを受けて、消防庁では、消防用設備等の点検基準及び点検要領の一部を改正し、平成28年6月1日から一度バルブ類を点検することを義務付けました。これに伴い（一財）日本消防設備安全センターでは、点検を行ったことを明確にするため、「容器弁バルブ類点検済証（ラベル）」を通常の点検済票に加えて補助ラベルとして貼付することとし、各都道府県の協会を通じて頒布することとなりました。

#### 2. 頒布

- (1) 対象：協会会員及び県内の会員以外の事業所
- (2) 単価：1枚当たり会員：10円、会員以外：20円（外税、10枚単位、送料込み）
- (3) 申請：「点検済票交付申込書（容器弁バルブ用）」で行う。

※ 申込書は、協会ホームページの「会員ページ」からダウンロードできます。

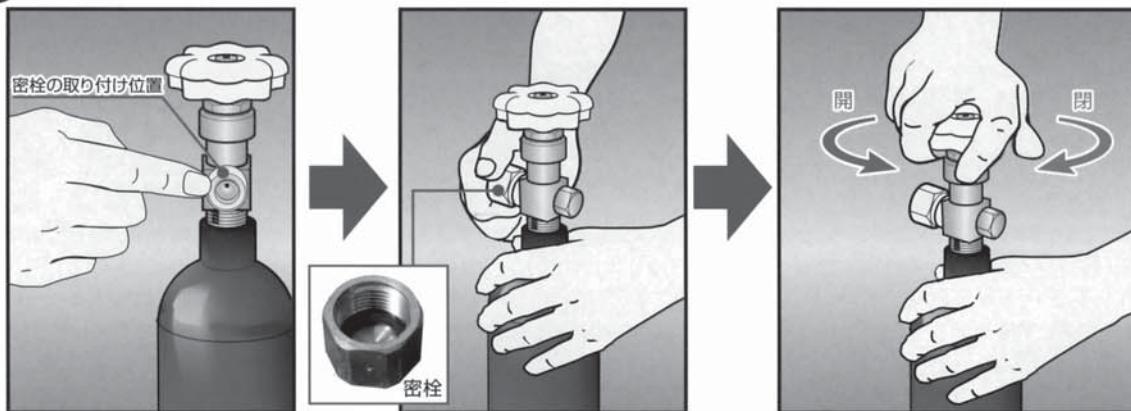
#### 3. 点検時期

既存の設備は、経過措置期間の平成31年5月31日までに、また、今後新設されるものは、6か月ごとの定期点検時に一度点検します。

なお、その後の再点検については、変形、損傷、著しい腐食等がない限り省略できます。

1

## 容器弁の開放点検手順の例



薬剤貯蔵タンクから加圧用ガス容器を取り外した後、密栓※1を容器弁に取り付けるなど、容器からガスが漏れないように措置します。

バルブを全開・全閉(注)し、容易に開閉できることを確認します。確認後は、移動式粉末消火設備等を元の状態に戻してください。

(注:閉鎖の際は、適切な位置まで締めつけてください。)

2

## 容器弁バルブ類点検済証の貼付

一度開閉操作が容易にできることを確認したバルブ類は、次回以降の機器点検において、移動式粉末消火設備等の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がなければ、開放点検を省略することができます。そのため、開放点検を行ったことが明確になるよう、容器弁バルブ類点検済証※2,※3を貼付してください。



容器への表示事項に重ならない、見やすい位置に貼付します。

3

## 経過措置

平成28年6月1日時点で既に設置されている移動式粉末消火設備等は、平成31年5月31日までの間は、改正前の基準により点検を実施することができますが、この間に順次改正後の基準による点検を実施し、全数の点検を終了させてください。

**移動式粉末消火設備等  
(ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備)  
の点検基準等の改正に係る経過措置**

平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
★ 6月1日施行 3年間の経過措置			★ 経過措置終了	

既存のものは順次点検して経過措置期間中に全数点検してください。

※1 密栓の入手方法は、移動式粉末消火設備等のメーカーにお問い合わせください。

※2 容器弁バルブ類点検済証の入手方法は、各都道府県消防設備協会にお問い合わせください。

※3 移動式粉末消火設備等に対する点検済証は、従来通り別途貼付してください。

## ■ ■ 消防用設備等点検状況調査集計表 ■ ■

(点検推進指導員実地調査分:H22.12~H28.10)

施設区分	施設種類	訪問数	未点検数	点検数		協会ラベル	自社ラベル	他県ラベル	未貼付	新設更新
				会員	会員外					
1一口	集会場	5	0	4	1	4	0	0	1	0
	集会場(公民館)	77	3	61	13	61	13	0	0	0
3一口	飲食店	1	0	1	0	1	0	0	0	0
4	店舗(スーパー・マーケット)	27	1	23	3	21	1	3	0	1
	店舗(薬局・書店・洋服等)	140	14	114	12	96	13	4	13	0
5-イ	旅館・ホテル	30	0	29	1	28	1	1	0	0
5-ロ	共同住宅	353	3	347	3	331	3	0	15	1
6-イ	病院・医院	69	0	69	0	67	1	1	0	0
6-ロ	老人ホーム等	256	8	197	51	182	49	5	12	0
6-ハ	老人デイサービスセンター等	45	7	36	2	31	1	0	3	3
	保育所	342	17	272	53	259	51	0	13	2
6-ニ	幼稚園	28	0	27	1	27	1	0	0	0
7	小・中学校	72	0	72	0	72	0	0	0	0
	高校・専門学校	33	0	31	2	31	0	0	2	0
8	図書館・美術館等	28	0	26	2	26	1	0	0	1
9-ロ	公衆浴場	1	0	1	0	1	0	0	0	0
11	神社・寺院	1	0	1	0	1	0	0	0	0
12-イ	工場・作業場	105	24	76	5	70	9	1	2	0
13-イ	自動車車庫・駐車場	5	0	5	0	5	0	0	0	0
14	倉庫	28	2	25	1	24	1	0	0	1
15	事業場(事務所)	107	6	94	7	88	10	1	0	2
	事業場(農協)	23	0	23	0	14	2	0	6	1
16-イ	複合施設	58	3	52	3	47	6	1	1	0
16-ロ	複合施設(物流基地等)	2	1	0	1	0	1	0	0	0
合 計		1,836	89	1,586	161	1,487	164	16	68	12
構成比(%)		100.0%	4.8%	86.4%	8.8%	81.0%	8.9%	0.9%	3.7%	0.7%

注:未点検数には、期間内(6か月ごと)の点検がなされていないものも含む。

## ■ ■ 平成28年度消防設備士試験結果 ■ ■

試験実施日(前期) 平成28年7月23日(土)

試験の種類	受験申請者	受験者数	合格者数	合格率%	試験の種類	受験申請者	受験者数	合格者数	合格率%		
甲種	特類	4	4	1	25.0	乙種	第1類	11	10	2	20.0
	第1類	109	88	13	14.8		第2類	11	11	5	45.5
	第2類	21	19	3	15.8		第3類	6	6	2	33.3
	第3類	31	29	9	31.0		第4類	91	81	18	22.2
	第4類	154	132	31	23.5		第5類	11	11	4	36.4
	第5類	25	23	5	21.7		第6類	213	196	90	45.9
	合計	344	295	62	21.0		第7類	66	61	28	45.9
	甲・乙 総合計						合計	409	376	149	39.6
								753	671	211	31.4

### ※ 現住所変更を連絡していますか?

当協会では、消防設備士講習受講対象者の現住所へその都度受講案内をしていますが、「宛先不明」として返戻されるものが多数あります。現住所を変更したら、当協会へ連絡願います。

## ◎ 平成29年講習期日（予定）のお知らせ

項目	期日
消防設備士法定講習（消火設備）	2月14日（火）、15日（水）
〃（避難設備・消火器）	2月16日（木）、17日（金）
〃（警報設備）	2月21日（火）～24日（金）
消防設備士試験予備講習（1類・4類・6類）	6月26日（月）～28日（水）
表示登録会員点検実務研究会	8月25日（金）
消防設備点検資格者再講習（第1種）	10月18日（水）
〃（第2種）	10月19日（木）

## ◎平成28年度協会の動き（6月～12月）

会議等名称	日時	場所	内容
消防設備士試験 予備講習	6月28日（火） ～30日（木）	石川県地場産業 振興センター	受講者：第1類、第4類、第6類計 34人
点検実務研究会	8月26日（金）	石川県地場産業 振興センター	受講者：56人（会員）
平成28年度 第2回正副会長会議	9月28日（水）	KKRホテル金沢	理事会及び表示管理委員会提出議題について 第1回創立40周年記念事業運営委員会
平成28年度 第2回理事会	9月28日（水）	KKRホテル金沢	・平成28年度一般会計事業の実施状況について ・その他 安全センター理事長表彰の決定について 会員の入退会状況について
第44回消防用設備等 点検済表示管理委員会	9月28日（水）	KKRホテル金沢	・点検推進指導員の防火対象物訪問状況について ・点検済票の交付状況について ・容器弁バルブ類ラベルの取扱いについて
消防用設備 点検資格者 講習	第1種 10月11日（火） ～13日（木）	石川県地場産業 振興センター	受講者：37人
	第2種 10月18日（火） ～20日（木）		受講者：39人
消防用設備 点検資格者 再講習	第1種 11月16日（水）	石川県地場産業 振興センター	受講者：64人
	第2種 11月17日（木）		受講者：55人
平成28年度東海北陸 消防設備協会連絡協議 会総会	10月27日（木） 28日（金）	富山県富山市 とやま自遊館	・「容器弁バルブ類点検済証」の交付状況及び手続き上の問題点等の有無について ・各講習における欠席者（欠席連絡なしの者）に対する受講料の取扱いについて ・協会会員（表示登録会員を含む）に対する特典の提供について
平成28年度都道府県 消防設備協会会长会議 及び消防設備関係功労 者等表彰式	11月2日（水）	東京都港区 元赤坂 明治記念館	(会長会議) 講演1:最近における予防行政の動向について 講演2:NHKが目指す災害報道 (表彰式) ・安全センター理事長表彰 保守関係者：野村洋明氏、松尾 勉氏 優良事業所：ニッタン(株)金沢支店

# その安全、期限切れでは？

消防設備には「定期点検」が欠かせません。



点検済証は点検が適正に行われ、機能が正常であることをお知らせしています。

## 万一のとき大丈夫？

確実な作動のために定期点検と消防機関への報告が消防法で義務づけられています。

## 点検の時期はいつ？

機器点検は6ヶ月ごと、作動させての総合点検は1年ごとに。

## だれが点検するの？

消防整備士など専門知識のある有資格者の点検が必要です。



一般社団法人 石川県消防設備協会

〒921-8043 石川県金沢市西泉5丁目93番地 石川県浄化槽会館2階

TEL(076)242-2882

<http://www.issk.or.jp>

製造から10年を経過した消火器は、全て耐圧性能点検が義務付けられています。